

## 第176回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

1 期日 令和5年5月31日(水) 18時30分～ オンライン (zoom) 会議

2 参加者 須田、澤村、石田、今井亮、小池、川口 (以上6名・敬称略・順不同)

3 発表課題

発表担当：今井亮先生

### 市立小学校の臨時講師不任用に対する損害賠償請求事件 (滋賀県草津市) 大津地判令和4年3月4日

**事案** Xは、Y市立A小学校(以下「A小学校」という。)の校長及び教頭(以下、単にそれぞれを「校長」、「教頭」という。)から県費負担教職員であるA小学校の臨時講師として勤務するよう強く勧められ、具体的な労働条件を示されたり、任用時に交付されるべき書類を交付されるなどしてA小学校に臨時講師として任用されると期待したにもかかわらず、Y教育委員会の判断により任用されなかった。これを受けて、Xは、内定放棄やXの期待権を侵害したことなどを主張し、国賠法1条1項に基づき、Yに対し慰謝料等合計160万円及び遅延損害金の支払を求めた。

**争点** 校長及び教頭の行為によって、XがA小学校の臨時講師に任用されるとの期待を有しており、かかる期待に反する結果となったことが国賠法上違法となるのか。

**判旨** ⑦校長や教頭は、Xに対し臨時教員として勤務するように強く勧めていると認められること、⑧臨時講師に任用されることが内定した後必要となる書類の提出を求めていること、⑨任用を前提とした書類を交付されていること、⑩教頭がXに送った勤務条件が記載された書面も、XがA小学校の臨時講師に任用されることが内定したことを前提とする記載となっていること、⑪校長や教頭もXが任用されると考えており、Xに対してそのような態度をとっていたと認められること、などから「校長や教頭は、Xに対し、A小学校の臨時講師に任用されることが内定し、任用される高い見込みがあることを示したというべきである」判断した。そして「Xは、A小学校の臨時講師に任用されることが内定しており、任用される蓋然性が高いと理解したからこそ、B小学校の非常勤講師の任用手続を辞退している」という事情も考慮して、「校長や教頭が臨時講師の任用条件について十分検討し、市教育委員会に対し、XをA小学校の臨時講師に任用することができるか否かを打診することが可能であって、それをすべきであったのにそれを怠ったといえること、校長や教頭は、XをA小学校の臨時講師とする任用手続を進めれば、XがB小学校の非常勤講師の任用手続を辞退するという認識があったといえること、A小学校の臨時講師に任用される蓋然性が高いとXが認識していたことを十分知り得たことに照らせば、XがA小学校の臨時講師に任用されることが内定しており、任用される蓋然性が高いとXが期待していたにもかかわらず、これと異なる結果となったことは違法性を有するものであり、被告はXに対し、それにより生じた損害を賠償する義務がある」と判示し、精神的苦痛に対する慰謝料として30万円と弁護士費用相当額3万円を損害と認めた。

### 特別定額給付金の支給義務付け等請求事件 大阪地判令和3年4月27日 発表担当：小池先生

**事案** 被告大阪府は、内閣が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定し、一律に1人当たり10万円の給付を行うこととしたことを受け、事業主体として特別定額給付金給付事業を実施したところ、その給付対象者を、原則として令和2年4月27日において大阪府の住民基本台帳に記録されている者とした。Xは、大阪市(Y)内の淀川水系淀川の河川区域内にある建物に居住し、平成25年4月1日に住民基本台帳の記録が職権で削除された後、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていないが、Yに対し、特別定額給付金の支給の申請書を提出した。これに対し、Yは、Xに特別定額給付金を支給しないこととし、申請書を郵便でXに返却した(本件不支給決定)。

Xが本件不支給決定に対し、Y(大阪市)に対し、主位的に特別定額給付金の支給決定の義務付け、予備的に不作為の違法確認の訴えとして、特別定額給付金の支給の申請に対し、相当の期間内に特別定額給付金の支給決定をすべきであるにもかかわらず、これをしないことの違法確認、本件不支給決定の取消し、特別定額給付金としての10万円の支払の請求、Xが本件建物を生活の本拠とした状態を維持しながら特別定額給付金を受給できる地位にあることの確認、Xがホームレス自立支援法というホームレスとして住民基本台帳に記録されない状態を継続しながら特別定額給付金を受給できる地位にあることの確認などを求めた事案(なお、国も共同被告となっているが、この点については省略する。)

**争点** 特別定額給付金の支給・不支給の決定が「処分」であるか否か(争点1)。本件各確認請求に係る訴えについての確認の利益の有無(争点2)。本件実施要領給付基準の違憲性等(争点3)。

**判旨** (争点①) 処分について「行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するのではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」としたうえで、特別定額給付金が閣議決定を受けて策定された実施要領にしたがって実施された事業であり、法令の根拠ないことから、本件実施要領における特別定額給付金の支給・不支給の決定が、国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが「法律上」認められているものということではできず、抗告訴訟の対象となる「処分」には当たらないと判示した。(争点②) 特別定額給付金の具体的な給付請求権は贈与契約を原因として発生するものと解されるが、契約自由の原則に一定の制約が課されているところ、申請者において支給決定を受けるべきであるのに支給決定がされないとの立場に立たされることがあり得るところ、確認訴訟は問題解決の適切な手段であるといえる一方、他により適切な解決手段も存在しないから確認の利益は認められる。(争点③) 特別定額給付金給付事業を具体化する仕組みを設けるに当たっては、事務負担の軽減を図り、迅速な給付を実現することや、同時に二重給付を防止することという要請に応えながら、申請期限までに住居を確保することができないホームレス等を網羅的に給付対象とする仕組みを設けることは必ずしも容易ではない反面、非住民登録者は、ホームレス等に対する支援制度を利用するなどして、申請期限までに住居を確保し、特別定額給付金を受給できる一定程度の可能性はあったといえることができるので、非住民登録者が給付対象者とされていないことは、合理的な理由に基づくやむを得ないものであるとして、憲法14条1項に違反しない。一いづれも却下又は棄却。